

大阪府教育委員会 教育長様、各教育委員様

大阪府中央区 Y.M より

教育庁の子ども万博招待について

1. 教育庁の方は2回目の時も一度もガス爆発現場に行っていないと答えました。あれから如何ですか!?
- 2 校外に出る場合まず安全が優先ですね。昨年も一年生が近くの公園に行って熱中症で亡くなりましたね。4月から9月は暑い日にはこの様な事が何処でも起こります。ましてや夢洲のトイレ、駐車場、休憩所はGWといい立ち入り禁止区域の上ですからガス爆発や一酸化炭素中毒、硫化水素等大変危険な場所です。そこに沢山の子どもを行かせるのは狂気の沙汰だと負います。如何ですか!?
- 3 教員の下見さえ開幕してからと聞きます。それでも行かそうとする大阪府の無謀さには呆れます。保護者も不安と言っていますし、はっきり声を上げた地域もありますがどう考えていますか!?
- 4 今すぐ学校から行かすのを中止し、その予算は学校の設備や給食の充実、非正規教員を正規等幾らでもまわせませんか!?!もっと子どものことを考える教育庁になってください。

大阪府教育委員会 教育長様、各教育委員様

吹田市 S. Kより

「招待事業」を見直してほしいという思いについて

様々な課題や懸念が指摘される「夢洲万博」に学校単位で参加することは、危惧を感じている保護者や子どもたちに深刻な悩みや分断を持ち込む恐れがあります。学校で行くとすればそこには目に見えない「強制力」が生まれます。同調圧力の強い日本でそれを拒否することには相当な「強い意志」と「勇気」が必要になります。そんなことを行政が進めて分断や孤立を生み出しているのでしょうか。それを防ぎ、子どもたちの健全な発達と集団の育成を図るのが府教委の重要な役割でしょう。

教育委員会の本来の使命に立ち返ってほしい。行政の都合に振り回されず、万博協会のいい加減な「安全対策」を鵜呑みにせず、子どもたちの命と安全、心を守るためには、この事業が本当に必要なのか考えてほしい。

それが将来世代への責任だと思います。そう思いませんか。

大阪府教育委員会 教育長様、各教育委員様

Y.S より

子供達を校外活動で引率する場合、子供の安全をまず考えるのは教職員であり、保護者です。

子供の安全を府や市の責任者はどのように考えているか教えて欲しいです。

具体的には、校外学習で一番重要なのは現地での下見です。いま、形を表さない会場を想像で下見をしても何にもならない。

できあがった会場を自分達目で確認、また、学校から現地までの経路・休憩場所・トイレの場所・暑さ対策への対応・事故が起こったときの対応を現場で確認することで子供達の安全を確保できる。

まず、子供の招待ありきでなく、子供の安全対策を第一に考え、府及び市の考えを示すことをまずすべきである。

大阪府教育委員会 教育長様、各教育委員様

大阪市西淀川区 M.Yより

子ども招待事業を白紙にしてください。

かつて小学校の教員をしていました。学校では校外学習を決めるに当たり、子どもたちの希望の尊重しながら、地域の実情やこれまでの実践をもとに行き先を決めています。

行き先に変更する場合には、安全の確保が担保され、これまで行っていた場所よりもより教育効果が得られることが必須の条件です。

校外学習としての「万博」はその条件に当てはまるのでしょうか。

○ふさわしくない理由

①下見が事前にできないのでは、教職員は安全や健康を守る対策が取れません。

②夢洲は危険な場所です。3月28日に爆発事故のあったGWエリアではメタンガス以外にも1酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスが検出され、1,300回以上も基準値を超えています。（万博協会発表）

爆発事故は作業員の手順ミスだと発表されましたが、メタンガス等の発生は続いており、根本的な対策は立てようがありません。再度のヒューマンエラーが起きないと府教委は言えるのでしょうか。

③大きな自然災害が起きた時、10万人以上が島外に避難するのは不可能です。夢洲内に1週間以上滞在できる食料、生活物資、寝るところなどの条件整備ができていません。（万博協会は4日間しか食料備蓄がないことを発表）

○今なら間に合う、中止の決断を

府教委は上記のことを分かっているながら招待事業を行うのですから、招待者としての責任は免れません。

また、「強制ではない。学校が判断するもの」と言いますが、受け止める学校側は府教委の招待に強制力を感じるのは当然です。責任はないとの言い逃れはできません。今なら間に合います万博が開幕し、事故が起きたり大きな災害が起こったら、取り返しがつきません。政治から独立し子どもたちの健康安全を守り育む機関として、ぜひ中止の英断をお願いします。

大阪府教育委員会教育長様、教育委員各位

大阪府豊中市 M.I.

大阪府は、①4～5歳の幼児、②「学校教育活動の一環」として、府内の小・中・高等学校などに通学している児童・生徒、③府外の小・中・高等学校に通学している人、④高等学校等に在学しない15歳～17歳以下の人を対象に万博子ども招待事業を実施します。

しかし万博協会が大阪市と「市有財産使用貸借契約」を締結している万博用地は、産業廃棄物、汚染土壌等で埋め立てられ、生命・健康を脅かすリスクのある土地です。

万博協会と大阪市が締結した「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書（夢洲1区分）」および添付の物件調書により以下のことが明らかになりました。

- ①大阪市が万博協会に無償で使用させるのは夢洲1区廃棄物埋立完了区域の「表層」である。（第1条）
- ②契約書に添付している物件調書では、「表層」の下に第1層（水面下10mまで）、第2層、第3層にわたって「廃棄物埋立部」がある（大阪市工事部分）
- ③万博協会は、先述の「表層」の上に「盛土」を行い、その上に「工作物等」を整備する。（第2条）
- ④万博協会は、物件調書に適合しない場合があることを承知の上で本契約を締結する（第7条 契約不適合責任）
- ⑤一番驚くべきことは、「万博協会が盛土に用いる土壌は、夢洲内で発生する汚染土壌を扱う」ということです（第18条）

そのため「飛散防止の措置を講じなければならない」とか「万博協会は・・・土壌汚染の把握に努め、人に健康の被害が生じないように努めなければならない」とか述べられていますが、そもそも多くの人々が来場する、とりわけ子どもたちを招待する場所が、生命・健康にとってリスクの大きい場所であるというのが深刻な問題です。

⑥また最後の特記事項の8に「万博協会が盛土を行うために搬入した土壌は、いかなる理由があっても、夢洲1区から搬出してはならない」とあります。それ程危険性がある、ということではないでしょうか？

以上のように、大阪市が3層にわたって廃棄物を埋め立てた上にさらに、万博協会が汚染土壌で盛土をしたのが夢洲1区です。

ここは駐車場や休憩所があり、「招待」された子どもたちが必ず通る場所ですが

産業廃棄物や汚染土壌が4層になっていて危険性が高いのは明白です

これらは、「学校教育活動」として子どもたちを万博に連れて行こうというのなら、各市町村教育委員会、学校現場が判断材料として予め知っておくべき情報で、大阪府教育委員会が各市町村教育委員会、各学校へ伝達すべきではないでしょうか？

さらに想定したくないことですが、「子ども招待」によって、もし何らかの生命・健康上の問題が発生した場合、大阪府教育委員会は「子ども招待」を「学校教育活動」と位置付けていますので、学校は国公立学校なら「国家賠償法1条、2条」を、私立学校なら「使用者責任」を問われ、現場の教員は「業務上過失致死傷等」の罪に問われます。市町村教育委員会、学校現場に対してのこの点の周知を是非お願いしたいと思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条では「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、および執行する」とありその第9号で「校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。」とあります。ですから事故があった場合の責任を問われて「行く・行かないは各学校の判断である。また学校行事ではなく、個人で参加するという選択肢も示しており、府教育委員会には責任はないと考えている。」と答えるにおよんでは、教育委員会の職務を放棄しているに等しいと言わざるを得ません。

大阪府教育委員会におかれましては、「万博子ども招待事業」が児童・生徒・幼児の健康と安全を脅かすリスクの高いことに鑑み、各市町村教育委員会、学校現場、保護者、当事者としての子ども達と充分な協議の上、当該事業の中止を決定されますことを要望致します。

大阪府教育委員会 教育長さま、各教育委員さま

東大阪市 E・S より

中 1 の子どものいる保護者です。

心身に毒しか与えない夢洲に学校から見学、遠足として連れて行かないでください。
英断をしてください。

万博に行く日にうちの子だけ休ませて危険から免れたとホッとできる性格ではありません。

皆さんは、どなたも、夢洲の現地視察に行っておられない、今後も行く予定はない、とのことでした。また、前回、「子どもたちを万博へ招待する事業について再考することを教育委員会会議で議題にしてください。」との請願に対しての回答は、「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業につきましては、次代を担う子どもたちに、家庭環境に関わらず、最先端の技術やサービス等に直接触れる体験を重ね、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらいたいと考え実施するものです。」でした。会議で話し合ったのか、これから話し合うのかも示されていませんので、請願に対する答えにはなっていません。

せめて、以前にお渡しした、夢洲の情報をまとめた当会のリーフレット（大阪市、各担当部署のホームページや報道をもとに作成）あるいは、先日行われた、万博協会による「爆発についての記者会見」や「学校関係者への説明資料」などを熟読いただき、少なくとも、2019年から現在までの夢洲（北港処分地）の航空写真と廃棄物埋め立て状況の資料を見ながら、「子供たちに、命の大切さ・正しい知識・公正さ・科学的思考等を教え導く教育をつかさどる者」として、「万博期間中もゴミの最終処分場として稼働し、常時有毒ガスが出ている、立ち入り禁止区域であるこの場所に子供たちを招待していいのか」熟考していただきたいです。

皆さんお一人お一人は、ご自身の、お子さん・お孫さん・ご家族・教え子・子供たちを、心から、ぜひ夢洲に連れて行ってあげたいと、本当にお考えですか？

2024年8月9日

大阪府教育委員会教育長 水野達朗 様

大阪市天王寺区在住 T・H

私は大阪府教育庁が進める、大阪府下の小学生から高校生を校外学習として招待する事業について、安全面から大きな危惧をもっています。

同じく万博会場「夢洲」の安全性に危惧をいただく大阪府下の多くの方々が協力し合って、本年4月から5月の間に、大阪府下のすべての小学校・中学校・特別支援学校・高校・専修学校・インターナショナル校の校長先生、保護者の皆様（PTA会長）に夢洲の情報提供を行いました。

その間に中学生、高校生を対象とした「大屋根リングへの招待事業」の募集が始まり、高校生や中学生に夢洲の情報が届かない状況で、中学生、高校生が夢洲に足を運ぶ可能性がでてきました。

そこで、6月から高校生に直接、夢洲の情報を届ける活動を始めました。生野区在住の方、阿倍野区在住の方と協力し合って、天王寺区、生野区、阿倍野区の高校に通う高校生に夢洲の情報を載せたチラシを1学期末まで配りました。

通学路では高校生に交じって、小学生が通学する場所も多く、そこで見守り活動をされている地域の方々に会う機会がありました。見守り活動をされている方たちが「万博会場の夢洲の情報」を受け取られる様子から、子どもたちの安全に心を配られている方々なら、夢洲の環境情報に関心をもっていただけたと思います。子ども達は親や学校だけではなく、地域の人たちにとっても大切な存在です。地域の方々が夢洲の情報を知ることにより、学校や家庭を支えることができると信じています。

今後も地域の方々はじめ多くの人に夢洲情報を伝える努力していきます。

翻って、万博校外学習事業を進める主体である大阪府教育庁には失望を禁じえません。

学校教育において、児童や生徒の安全は最優先です。安全面で集客してはいけない夢洲で開催される万博に、校外学習として子どもたちを呼び寄せることはあってはならないことです。大阪府知事の強い意向があったとしても、教育機関としての熟慮が必要であるのに、「万博校外学習を議題とした教育委員会」が開催されないままです。

また、教育庁の関係局と話し合いをした時に、担当者の方々が万博会場の情報を積極的に収集されていない状況にも大きく失望しました。

教育行政としての本来の意思決定を強く望みます。

万博会場で心配されるような事故が起きた場合は、学校長の責任ではなく、大阪府教育庁の本事業の進め方に大きな原因があることを私たちは記録をもって証言する用意があります。

大阪府知事 吉村洋文様

大阪府教育委員会教育長 水野 達朗様

大阪府民

大阪府の元中学校教員として、子ども招待事業の現状をととても心配しております。

夢洲へ子どもたちを引率して連れて行くなんて、もし、私が現職の教員であれば、とても怖くてできません。いくら「解決に向けて方策を検討しています。」「爆発事故が起きないように万全の対策を取っています」といくら言われても、今わかっている山積みの課題が解決できるとは思えません。その上「参加決定は学校だから、責任は学校で」と言われたら、責任の取りようがありません。

最初から無理な計画だと認識して頂き招待事業をやめてください